

鴻巣市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会議員政治倫理条例（平成18年鴻巣市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「請負その他」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の請負（以下「請負」という。）」に改め、同条第3号中「請負その他」を「請負」に改め、同条に次の3号を加える。

(7) 議員としての発言又は情報発信（第三者をして発言又は情報発信させる場合を含む。以下「発言等」という。）は、事実に基づいて行うこと。

(8) 発言等において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為をしないこと。

(9) 議員の地位を利用して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

第5条の見出し中「市の工事等」を「請負の契約」に改め、同条第1項中「（昭和22年法律第67号）」を削り、「工事請負契約等」を「請負の契約」に改める。

第7条第1項中「市の工事等」を「請負の契約」に改め、同項第2号中「8分の1」を「2分の1」に改める。

第8条第2項中「10人」を「6人」に改める。

第11条第2項中「市の工事等」を「請負の契約」に改める。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（この条例の見直し）

第13条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴻巣市議会議員政治倫理条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる審査請求について適用し、同日前にされた審査請求については、なお従前の例による。